

新型コロナウイルス感染症を予防しましょう！

【問い合わせ】健康増進課（保健センター） ☎0291-34-6200

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症の感染から発症までの潜伏期間は、1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるときは、電話相談窓口にお問い合わせください。

※高齢者や基礎疾患のある方は、上の状態が2日程度続く場合

【新型コロナウイルスに関する電話相談】

茨城県潮来保健所 ☎0299-66-2114（平日 午前9時～午後5時）

茨城県庁内専用電話 ☎029-301-3200（土・日・祝日実施 24時間）

厚生労働省フリーダイヤル ☎0120-565653（土・日・祝日実施 午前9時～午後9時）

※国立感染症研究所、厚生労働省のホームページにおいて、感染症に関する情報を確認できます。

医療相談アプリ「LEBER（リーバー）」による無料相談【茨城県】

いつでもどこでも気軽に医師と相談できるアプリです。新型コロナウイルス感染症についても、病院へ行く前に気軽に医師と相談ができます。

詳しくは、医療相談アプリLEBER（茨城県民向け登録ページ <https://www.leber11.com/ibaraki-pref-free-registration>）をご確認ください。



人権に配慮しましょう

新型コロナウイルス感染症を発症した患者やその家族、入院した医療機関等に関して誹謗中傷（ひぼう）をするなど、人権侵害につながるようなことがないように、国や県が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

また、差別やいじめを受けた場合は、一人で悩まずに人権相談窓口へ相談してください。

▶みんなの人権110番 ☎0570-003-110（平日 午前8時30分～午後5時15分）

▶子どもの人権110番 ☎0120-007-110（平日 午前8時30分～午後5時15分）

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページで随時お知らせしています



◀新型コロナウイルス感染症に関する情報を、市ホームページに掲載中です。「新型コロナウイルス感染症関連情報」ボタンをクリックすると、市における情報をまとめたページを見ることができます。

市長のコメントや各公共施設の対応、学校関係などを随時更新しています。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



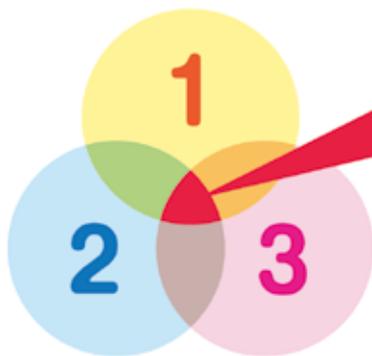
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



行方市職員人事異動（令和2年4月1日発令）

【問い合わせ】働き方改革課人事グループ（麻生庁舎） ☎0299（72）0811

課長級以上

部長級

- ▽総務部長・西谷浩一
- ▽企画部長・高須敏美
- ▽市民福祉部長（兼）福祉事務所長・永作賢司
- ▽経済部長・森坂政行
- ▽教育部長・平山寛児
- ▽理事（兼）政策推進室長・久保田博
- ▽鹿行広域事務組合事務局長・宮内民雄

新規採用者（4月1日付）

- ▽藤田彩海（総務部収納対策課主事）
- ▽関口哲平（企画部企画政策課主事）
- ▽高橋花子（市民福祉部こども福祉課主事）
- ▽高野紗英（市民福祉部国保年金課主事）
- ▽宮内雅人（経済部農林水産課主事）
- ▽山口由桂（経済部農林水産課主事）
- ▽伊原悠真（経済部環境課主事）
- ▽河嶋航太郎（教育委員会生涯学習課主事）

課長級

【総務部】

- ▽総務課長・幡谷恭一
- ▽財政課長・柏原久男
- ▽働き方改革課長・阿部幸一

【企画部】

- ▽企画政策課長・谷川達郎
- ▽情報政策課長・坂本博之

【市民福祉部】

- ▽社会福祉課長・稲川 勝
- ▽介護福祉課長・土子秀明
- ▽健康増進課長（兼）子育て世代包括支援センター所長・中川 稔

【建設部】

- ▽総合窓口課長・岡田和之

【経済部】

- ▽道路維持課長・土子英俊
- ▽下水道課長・平塚喜昭
- ▽農林水産課長・磯山秀喜

退職者（3月31日付 課長級以上）

- ▽総務部長・福田哲也
- ▽企画部長・平山信一
- ▽市民福祉部長（兼）福祉事務所長・金田景行
- ▽経済部長・松本光一
- ▽健康増進課長（兼）子育て世代包括支援センター所長・宮崎美喜代
- ▽総合窓口課長・羽生宏明
- ▽道路維持課長・島田裕司

新規採用職員にインタビュー

経済部農林水産課 主事 山口 由桂

●担当業務は？

- ・水産振興に関わる業務（水産物販売促進事業の実施等）
- ・花き振興に関わる業務（花展示・配布、寄せ植え教室等の実施）

●抱負をお願いします

わからないことが多い毎日ですが、優しい先輩方のご指導や、これからの経験をもとに1日でも早く仕事を覚え、市民の皆さまの役に立ちたいと思います。

●行方市の皆さんへひとこと

行方市の職員としての自覚と責任を持ち、行方市の素晴らしい地域資源を守り支えるために、日々まい進していきます。どうぞよろしく願っています。



8人の新規採用職員です。これからよろしくお願いします。

新型コロナウイルスの感染症の影響に伴う上下水道料金および市営住宅家賃の支払猶予（お支払い期限の延長）について

【問い合わせ】 水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108
下水道課・都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

新型コロナウイルスの感染症の影響に伴い、上下水道料金および市営住宅家賃のお支払いが困難となった方は一時的にお支払いを猶予しますので、水道課、下水道課、都市建設課までお問い合わせください。

行政相談中止のお知らせ

【問い合わせ】 政策推進室秘書グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行政相談員は「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、住民の皆さまの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。

例年5月および10月に定例相談を実施していますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5月の定例相談は中止とします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、行政相談は、総務省茨城行政監視行政相談センターでもお受けしておりますので、ご利用ください。



▶相談先 総務省茨城行政監視行政相談センター

〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階 ☎0570-090110

※電話の受付時間 平日午前8時30分～午後5時

※NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

※一部のIP電話等では、ご利用できない場合があります。その場合は、☎029-253-1100におかけください。

※このほか詳細は、茨城行政監視行政相談センターのホームページ（<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/ibaraki/ibaraki05.html>）をご覧ください。

子どもたちの学習を応援しませんか

「行方ふれあいスタディ」講師募集！

【問い合わせ】 生涯学習課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市では、市内小学校4年生から中学校3年生の希望者を対象に「行方ふれあいスタディ」（無料学習支援）を地域の皆さんの協力を得ながら実施しています。

「もっと勉強ができるようになりたい!!」と願っている子どもたちと一緒に応援しませんか。

市内の学ぶ意欲を持った児童・生徒に、学習支援活動を協力していただける講師を下記のとおり募集しています。

▶場所 麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館

▶期間 令和2年6月～令和3年2月末 午前9時30分～午前11時30分（6月から9月は日曜日に実施予定）

▶内容 学習の内容でわからない箇所の補充的学習

▶講師募集の内容

応募資格：教員免許を有する者、教員経験者、教員を目指している者

講師料：時給1,480円 保険：指導中の活動については、保険適用となります。

※詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

農薬適正使用により農薬事故を防ぎましょう

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

これから農薬の取り扱いが多くなる時期です。農薬事故が起きないためにも、農薬の適正使用にご協力をお願いします。

○農薬飛散による被害を防ぐために

- ・農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

農薬散布は、天候や時間帯を選んで、無風か風が弱いときに行うよう心がけましょう。

特に、学校や通学路が近くにある場合や他の農畜産物が隣接している場合は、子どもや周辺の農畜産物に配慮しましょう。

農薬の飛散防止に努めるとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向きに注意しましょう。

- ・農薬を使用する場合は、必ず最新の情報を確認しましょう

農薬の使用方法が変更されている場合がありますので、従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用しましょう。

○農薬による事故防止のための注意事項

- ・特に、劇物指定のクロルピクリン剤については、施用後に速やかな被覆の実施および周辺住民や周辺で栽培をしている農家への周知をしましょう。
- ・毒物または劇薬に該当する農薬のみでなく、すべての農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。
- ・農薬を他の容器（特に、飲食品の容器）に移し替えないようにしましょう。
- ・農薬の調製または散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用しましょう。
- ・農薬の使用にあたっては、希釈倍率や使用時期など容器のラベルを確認し、使用基準を守って安全かつ適正に使用しましょう。使用に関して不明な点がある場合は、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター（☎0299-72-0256）などに相談しましょう。
- ・散布にあたっては、事前に農薬散布機器の十分な点検整備を行いましょう。
- ・散布後は、農薬散布機器の洗浄を十分行いましょう。
- ・農薬使用後は、圃場ごとに使用記録簿に記録しまょう。



イノシシ情報！

本市では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼して市内全域の山林等に「くくりわな」を仕掛け、イノシシの捕獲を行っています。猟友会の皆さまには、日頃より多大なるご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

わな付近には、注意標識等が設置されています。山林等への立ち入りについては、十分な注意をするようお願いします。また、目撃や被害の情報は随時ご連絡いただけますよう、併せてお願いします。

近年、一般道や宅地周辺での目撃が増加しています。イノシシを目撃した場合には、目を合わせるなどイノシシを刺激したりしないよう注意し、すぐに安全な場所に退避してください。

なお、わなの設置期間は、令和2年5月末～令和3年3月となっています。
令和元年度は、市内全域で133頭捕獲しました。



農林水産課から補助金等のお知らせ

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

令和2年度電気柵等設置費補助金

▶対象者

イノシシによる被害を受けるおそれのある農地に電気柵または防護網を設置する者

※本市に住所または本拠を有し、市税等の滞納がないことが条件

▶対象経費および補助額

イノシシ被害対策用の電気柵設備（本体および柵線等資材）の新規購入費

◎対象経費の2分の1とし、3万円が上限

※補助金の交付は、同一年度中1回限り

※3者未満の申請の場合、上記と同額を上乗せ補助

※電気柵を3者以上の集団で設置した場合は、その集団へ加算金1万円を交付

イノシシ被害対策用の防護網設備の新規購入費

◎対象経費の2分の1とし、1万円が上限

▶必要な書類

- ・対象経費に係る領収書の写し
- ・設置場所が分かる位置図
- ・設置した電気柵または防護網のカタログ

令和2年度わな猟免許取得費補助金

▶対象者

本市に在住し、わな猟免許を新規に取得した者

※市税等の滞納がないことが条件

※猟友会に加入していることが条件

▶対象経費

わな猟免許講習会受講料、狩猟免許試験申請費用

▶必要な書類

狩猟免許状、対象経費に係る領収書の写し

令和2年度行方市農業用機械等導入補助金

▶対象

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）に購入した農業用機械

▶対象者

農業所得の申告を行っている農業者、農業生産法人、農事組合法人

※本市に住所または本拠を有し、市税等の滞納がないことが条件

▶対象経費

10万円を超える1つの機械等の購入費

※消費税および地方消費税相当額を含まない額

▶補助額

補助対象経費に5%を乗じて得た額とし、10万円が上限

※補助金の交付は、同一年度中1回限り

▶必要な書類

- ①領収書の写し
- ②対象農業用機械の載っているカタログ
- ③販売証明書の写し（必要に応じて）

▶その他必要なもの

- ①認め印
- ②振込先の口座番号のわかるもの

▶補助対象外

汎用性がある機械（農業以外に使用できるもの）や家庭菜園用の機械等

（例）トラック類、発電機、刈払機、チェーンソー等

※補助金は、予算範囲内での交付となります。
あらかじめご了承ください。

行方の魅力発信広報番組「なめトーク」



IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

障害者相談員が委嘱されました

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

本市では、障害者相談員として、身体障害者相談員3人、知的障害者相談員3人が委嘱されました。相談員は障害がある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽に相談してください。 ※任期は、2022年3月31日までです。

▶身体障害者相談員

伊藤伸一郎 ☎0299-72-1487
原 喜美子 ☎0291-35-0235
樽見八重子 ☎0299-55-0330

▶知的障害者相談員

宮内文字 ☎090-4706-4043 (携帯)
出久根さゆり ☎0291-35-3066
山口奉宏 ☎0299-55-3921

軽自動車税（種別割）の減免について

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

心身に障害のある方の生活に利用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合に軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。ただし、減免を受けられるのは障害のある方1人につき1台のみです。

※普通車で減免を受けている方、事業用車やリース車は対象となりません。

▶申請期間 5月11日（月）～5月25日（月） ※土・日を除く

※申請期間を過ぎると令和2年度の軽自動車税（種別割）は減免することができません。

▶申請場所 麻生庁舎税務課、北浦庁舎総合窓口室、玉造庁舎総合窓口課

▶必要書類 身体障害者手帳（コピー不可）、運転者の運転免許証、申請者の印鑑

軽自動車税（種別割）納税通知書、マイナンバーが確認できる書類

※申請書は各申請場所に用意してあります。

▶減免の対象となる障害者の範囲

※令和2年4月1日時点で、下表に○のある等級に該当の方が対象

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方									保 健 神 福 障 害 手 帳	療 育 手 帳
	等 級						項 症						款 症				
	1	2	3	4	5	6	特	1	2	3	4	5	6	1	2		
視 覚 障 害	○	○	○	○			○	○	○	○	○						
聴 覚 障 害		○	○						○		○						
平 衡 機 能 障 害			○								○						
音 声 機 能 障 害 (こう頭摘出によるものに限る)			○						○	○							
上 肢 不 自 由	○	○					○	○	○	○							
下 肢 不 自 由	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家族等運転	○	○	○				○	○	○							
体 幹 不 自 由	本人運転	○	○	○		○		○	○		○		○	○			
	家族等運転	○	○	○				○	○		○						
乳幼児期以前の非 進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	○	○														
	移動機能	○	○	○	○	○											
心 臓 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
じ ん 臓 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
呼 吸 器 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
膀 胱 また は 直 腸 の 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
小 腸 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	○	○	○														
肝 臓 機 能 障 害	○	○	○														

1 級に該当する方

障害の判定が最重度④または重度Aの方

※等級欄の記載について

旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

今月の税金等

○固定資産税 第1期 ○軽自動車税 第1期
納付期限（口座振替日）は6月1日です。

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

- ①災害や盗難にあったとき ②納税者または家族の病気・負傷 ③事業の廃止・休止 ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が激減したり、大きな損害を被った方

例えば…

- 新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者本人または親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- 納税者が失職したり、納税者等が営む事業について廃業・倒産した場合 など。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課に電話でお問い合わせください。

◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。また、関係法案が成立した場合、さらなる徴収猶予の特例制度が適用となる場合があります。

スマートフォンアプリ収納サービス開始

スマートフォンアプリを利用して、各種税金・料金の支払いがいつでも、どこでも手軽にできるようになります。このサービスの対象は、コンビニ納付が可能な税金や料金です。専用アプリをダウンロードした後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付します。銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。

○ご利用可能な市税等

固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 ※全て普通徴収分に限る

○ご利用可能なスマートフォン アプリ

PayPay / LINE Pay / Pay B



○注意事項

納付に係る手数料は無料です（通信料等は利用者負担です）。そのほか、詳しくはホームページをご覧ください。

◆ペイジー（Pay-easy）口座振替受付サービス◆

このサービスは、市役所備え付けの専用端末機にキャッシュカードを通すだけで、口座振替のお申し込みができるサービスです。金融機関に向かず市役所窓口で手続きができ、通帳や届出印は不要です。この機会にぜひ、市税の口座振替をご検討ください。

■ご利用可能な市税等

固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 ※全て普通徴収分に限る

■申込手順

- (1) 端末機設置窓口で、口座振替申込を希望する旨を伝える。(2) 申込者の本人確認後、指定の申込票を記入する。
- (3) 専用端末機でキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力する。(4) 申込内容を確認後、確認書に署名をする。

■申込場所・受付時間

・麻生庁舎 収納対策課 ・北浦庁舎 総合窓口室 ・玉造庁舎 総合窓口課 午前8時30分～午後5時15分

■申し込みに必要なもの

- ・口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）
 - ・本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証、健康保険証等）
- ※古いキャッシュカード、クレジットカード、法人カード、入金専用カードなど、取り扱いができないカードがあります。
※暗証番号入力を連続して間違えると、そのカードでは申し込みできなくなることがあります。

■利用可能な金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農協

※従来の金融機関における口座振替依頼書でのお申し込みも引き続き受け付けています！ご希望の方は、通帳・届出印・納税通知書をお持ちの上、金融機関窓口にて手続きをしてください。